

保育における「養護」概念の検討

—子ども・子育て支援新制度との関連から—

松 浦 崇

はじめに —研究の目的と背景—

2015年4月より、日本の保育のあり方を大きく変える「子ども・子育て支援新制度」（以下、新制度）が開始された。新制度では、「質の高い学校教育と保育の総合的提供」がメリットとして謳われているが、そのことは「保育」と「教育」（学校教育）とを分断し、「養護」と「教育」が一体となったものとしての「保育」の価値を貶める危険性を有しているように思われる。

山内紀幸は、新制度は、「教育」と「保育」を峻別することにより「養護と教育の一体としての保育」概念に亀裂を生むとともに、「公務としての保育」を「サービス業としての保育」へと変質させるものであり、「歴史的に積み上げられてきたこの『保育』概念を崩壊させる契機をもつもの」として認識すべきである」と厳しい口調で批判している⁽¹⁾。また、穴戸健夫も、大宮勇雄⁽²⁾や近藤幹生⁽³⁾の論を引用しながら、「養護と教育の一体化」としての「保育」ではなく「商品化された保育サービス」となり、「つめこみ型」の「早期教育」に拍車かけられることや、時間刻みの保育になり保育実践の連続性が失われることなど、新制度の問題点を指摘している⁽⁴⁾。こうした状況をふまえる時、学校教育や家庭教育を補完するための預かり事業としてではない「保育」の価値、本質、理念を検討する必要性が、かつてないほど高まっていると言えるのではないだろうか。

「保育」について検討する上で重要な概念として、「教育」と共に「養護」が挙げられる。

鯨岡峻は、保育における「養護」概念の重要性を検討する中で、保育所保育指針が、「養護と教育を一体的に行う」という特性を、幼稚園も含めた「保育の特性」ではなく「保育所の特性」としている点の問題性を指摘している⁽⁵⁾。鯨岡は、「保育所の特性」としての理解が、保育内容の部分で「養護」が「教育」の5領域と分断され、幼稚園にはない保育所独自の領域となることにつながっているものであり、こうした位置づけが、幼稚園には「養護」がないという捉え方や、乳幼児期の身体面のケアや身の世話を矮小化して捉えられる一因となっていることを批判する。そして、「養護」の概念を「生命の保持、情緒の安定という保育者の守備範囲を示す領域概念としてではなく、子どもが両義的な主体であることに対応して、保育者の子どもへの働きに含まれる子どもを主体として受け止める、存在を認めるという働き全体を示す機能概念として理解すべき」であると主張している。

保育における「養護」概念については、2008年の保育所保育指針改定において定義の明確化が図られたものの、鯨岡の指摘にあるように、（保育所ではなく）保育の特性として「養護」をどのように捉えるか、保育において「養護」をどのように位置づけるかという視点は必ずしも十分ではな

かったように思われる。また、「養護」は保育以外のさまざまな分野、特に教育分野で多義的に用いられており、そのことが概念の捉え方、「養護」の本質理解をより曖昧なものとしている。

そこで、本論では、第一に、「養護」概念と関連の深い教育学と保育学における先行研究の検討から、「養護」概念に関する考察を深める。第二に、保育における「養護」概念について、これまでの法や指針における位置づけ、定義の変遷を明らかにする。そして第三に、新制度の審議過程を検討し、新制度における「養護」概念の位置づけおよび今後の課題を明らかにしていく。

以上の検討を通して、保育における「養護」概念の特質を明らかにし、「保育」の本質について討究する一助とすることを目的とする⁽⁶⁾。

1. 「養護」概念に関する先行研究

(1) 教育学における「養護」概念の研究

「養護学校」（現、特別支援学校）や「養護教諭」など、「養護」の語は教育の分野で広く用いられており、「養護」概念に関する研究も進められてきた。

杉浦守邦は、養護教諭の専門性について歴史的に研究する中で「養護」の語について検討し、「養護」が教育学上の用語として初めて用いられたものであることを強調している⁽⁷⁾。杉浦によると、「養護」は、ヘルバルト学派のリンデルの著書“*Allgemeine Paedagogie*”を湯原元一が翻訳して『倫氏教育学』（1893年）として出版した際、“*Pflege*”⁽⁸⁾の訳語として用いられた語である。以来、「養護」は、教授・訓練と並ぶ教育上の方法として位置づけられていった。大正期に入り、病児や虚弱児、知的障害児が問題となるのに伴い、一般健康児を対象とする「一般養護」と、病児・虚弱児など特別な健康問題を抱える子どもを対象とする「特別養護」とを分けて考える必要性が生まれ、「特別養護」を担当する学校職員として学校看護婦が導入されている。

田中勝文も、「養護」という用語が、ヘルバルト派教育学を補完するべく、体育論の一分野を指すものとして導入されたのを端緒とし、1910（明治43）年の師範学校教授要目（文部省訓令）において教授・訓練と並ぶ教育方法上の概念として位置づけられるなど、広く学校教育界で用いられたものであるとしている。その後、昭和になると、皇国民の錬成、健民健兵対策という時代的背景や、新教育思想などの影響を受け、病弱児や虚弱児、障害児等の心身問題に対応するものへと拡張されている⁽⁹⁾。1941年には、国民学校令において、教育職員として「養護訓導」（後の養護教諭）が定められると共に、「養護学校」「養護学級」が制度化されるなど、教育制度上に「養護」の語が多く用いられることとなった。

なお、「養護」というと、一般的には養護学校（現、特別支援学校）や学習指導要領における「養護・訓練」（現、自立活動）など、障害児教育の印象が強い。しかし、障害児教育において「養護」は、障害の種別によらない共通の領域を示す概念として用いられており、その専門性とは必ずしも結びつけて捉えられてこなかった⁽¹⁰⁾。

(2) 保育学における「養護」概念の研究

保育における「養護」概念を検討した代表的な研究として、米川尚行、斎藤謙、民秋言「『養護』概念の整理―保母の職務内容に関する研究―」(1), (2) (全国保母養成協議会『保母養成研究年報』4, 5、1987, 1988年)が挙げられる。

米川らは、保母(当時)の専門的職務内容を明らかにする上で、その独自性として「養護」概念に着目している。その際、「あいまいな概念である(現に多岐に用いられているという意味で)養護をあいまいなままで用いることは厳につしむべきである」(括弧内、原文)⁽¹¹⁾と概念整理の必要性を唱え、各種辞(事)典等をもとに、幅広い分野における「養護」概念の整理を行っている。その整理をもとに、①養護の一般的規定が多岐にわたっていること、②そのいずれの規定によっても、養護は対象が何らかの必要性をもつために、それを『保護し援助する』営みとまとめることができること、③保育所とのかかわりでは、教育との一体化で捉えられるべきこと、④養護施設(現、児童養護施設)とのかかわりでは、教育、治療という営みを抜きにしては考えられないこと、という4点の特質を明らかにしている。この内、保育所保育における「養護」の概念はそれぞれ必ずしも明確にされてはいないが、「教育」との関わりの中で捉えられるものであるとまとめている⁽¹²⁾。

また、田中まさ子は、保育における「養護」の語について、保育史上はじめて「養護」の語を使用したとされる朝原梅一の保育論(『幼稚園託児所保育の実際』)を中心に、歴史的検討を行っている⁽¹³⁾。田中によると、1930年の幼保一元化論争において、幼稚園・保育所における教育的保護の実践と理論化が課題となった際、朝原は、保護と教育を接続させる概念として「養護」という語を用いた。保護ではなく「養護」を用いたのは、当時の教育学が身体面の育成のための方法論として「養護」を用いており、保育に導入する上で親和性のある概念であったことや、保護ではなく、子どもの自立や自信を目指した作用である「養護」でなければ教育との接続は難しかったためであり、保育における「養護」概念の萌芽として注目される。

また、「はじめに」でも触れたように、保育における「養護」の営みを重視する鯨岡峻は、『養護』を通してこそ(つまり子どもを主体として受け止め・認める保育者の対応を通してこそ)、子どもは自分を肯定する心や他者を信頼する心を育むことができるように」なるとする。そのため、「情緒の安定をはかる」という保育所保育指針の位置づけでは「明らかに不十分」であり、『養護』は保育の土台をなすという認識、子どもの『心を育てる』ことに直結しているという認識にまで踏み込むべきであることを主張している⁽¹⁴⁾。

以上のように、「養護」は明治期に“Pflege”の訳語として導入され、教育方法上の概念として位置づけられたものであり、教育制度上の用語として広く用いられてきたものであった。そうした動向を受け、朝原梅一によって保護と教育を接続させる概念として先駆的に用いられるなど、保育において、「養護」は「教育」と一体的に捉えられるものであり、「保育」・「教育」の土台として欠くことのできないものであることが明らかにされている。

2. 保育における「養護」概念の変遷

(1) 児童福祉法における「養護」の位置づけ

児童福祉法において「養護」は、これまで主に「児童養護施設」（旧、養護施設）に関する部分で使用されてきた⁽¹⁵⁾。しかし、児童福祉法の制定過程を見ると、最初から「養護」の語が使用されていたわけではなく、育兒院や養育院、養護院などの名称を経て養護施設となっている⁽¹⁶⁾。

「養護」について、厚生省児童局⁽¹⁷⁾の「児童福祉法案逐条説明（答弁資料）」（1947年8月5日）では、「養育保護の意味であり、学校教育は、はいらない。」と記されており⁽¹⁸⁾、児童福祉法においては、単なる保護ではなく教育的側面を含む「養育保護」の意味で使用されていることがうかがえる。

先に触れた通り、「養護」は、ドイツ語のPflegeの訳語として教育学に導入され、戦前の教育制度においてもその語が用いられていた。児童福祉法より前の1947年3月31日にすでに公布されている学校教育法では、「精神薄弱、身体不自由その他心身に故障ある者」に対し教育等を行うための学校として「養護学校」が位置づけられている。そこにおける「養護」との関連が問われたように思われるが、どのような議論があったのか、残念ながら読み取ることはできない。児童福祉法においてなぜ「養護」という名称が用いられたのか、詳しい理由については不明であるが、児童福祉法の制定過程を見る限り、以前の法案において施設の目的とされていた「保護育成」と「養育」を合わせて「養育保護」（＝養護）とした、あるいは、「児童福祉法ができて託児所ではなく正式に保育所となったときに、やはり文部省は異議を唱え、国会でも、幼稚園の保育は『保護教育』の略、保育所の保育は『保護養育』の略だと説明された」⁽¹⁹⁾ という汐見稔幸の指摘にあるように、「保育」が「保護養育」の意で用いられたのであれば、厚生省が児童福祉において「保護」と「養育」という用語を重視したと捉えることもできるように思われる。

なお、2007年の「第6回『保育所保育指針』改定に関する検討会議事要旨」では、児童養護施設等における「養護」の概念と、保育所保育における「養護」の概念とは異なるものであるとされている⁽²⁰⁾。

(2) 保育所保育指針と「養護」の位置づけ⁽²¹⁾

保育における「養護」については、指針等において用いられ、その中身が深められてきた。

現在の「幼稚園教育要領」および「保育所保育指針」の一つの原点となるのが、1948年に発刊された「保育要領―幼児教育の手引き―」である。「保育要領」では、「養護」という語は使われていない。しかし、「幼稚園以外にも、社会政策的な見地から幼児を保護し、勤労家庭の手助けをするための保育所・託児所等をはじめ、いろいろな幼児のための施設がある。これらの施設においても、その預かる幼児に対して教育的な世話が絶対に必要なのである。教育的な配慮や方法をもってなされない保護や収容は、かえって幼児の健全な生長発達を阻害することになることが多い」と述べられており、「教育的な世話」という表現で、「養護」および「養護と教育の一体」につながる内容が示されている。

1963年、文部省初等中等教育局長・厚生省児童局長連名通知「幼稚園と保育所との関係について」が出され、幼稚園と保育所の関係に関する一定の見解が示された。そこでは、「保育所は、『保育に欠ける児童』の保育（この場合幼児の保育については、教育に関する事項を含み保育と分離することはできない。）を行うことを目的とする」（括弧内、原文）と、幼児期の教育と保育とが分離できないものであることが示されている。また、「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずることが望ましいこと。このことは、保育所に収容する幼児のうち幼稚園該当年齢の幼児のみを対象とすること」とされた。

この通知の翌1964年、「幼稚園教育要領」が改訂されているが、そこでは、総則の基本方針として、「(6) 幼児に必要な養護や世話を行なうとともに、自主的、自発的な活動を促し、自立の態度を養うようにすること。」が示され、「養護」が用いられている。その後の「幼稚園教育要領」において「養護」の語は用いられていないため、この時期、「養護」が使われていたことは注目される⁽²²⁾。

そして、翌1965年、最初の「保育所保育指針」が発刊された。そこでは、「保育所においては、乳幼児が昼間の大半をここで生活し、個々の子どもの欲求を満たしながら集団の生活を経験する。このため、保育は、常に乳幼児が安定感をもってじゅうぶん活動ができるようにし、その心身の諸能力を健全で調和のとれた姿に育成するように努めなければならない。したがって、養護と教育とが一体となって、豊かな人間性をもった子どもを育成するところは、保育所における保育の基本的性格がある。」「じゅうぶんに養護のゆきとどいた環境のなかで、健康、安全など日常生活に必要な基本的な習慣や態度を養うこと」と述べられており、保育所保育の基本的性格として「養護と教育との一体」が謳われている。厚生省児童家庭局保育指導専門官の岡田正章は、「保育所保育指針の第一の特徴は、保育所における保育が、養護と教育との一体的な機能であるという概念規定にある。したがって幼稚園教育要領との異同を、構成内容面から見ると、教育に関する面は、要領の内容をもととしながら、さらに、養護に関する面が、たいせつな柱となって打ち出されている。いうところの養護は、乳幼児の生命の保持に直接関係のあることがらについて、おとなの立場からまもり、満たしてやる機能ということができよう。このなかには、従来強調されてきた、身体上の養護はもちろんであるが、さらに、精神上的の養護も含まれる」⁽²³⁾と述べている。1963年通知によって、幼稚園教育との関連で保育所の独自性を打ち出すことが求められる中、前年の「幼稚園教育要領」で「世話」と共に用いられた「養護」を、生活時間が長いという保育所の特色に合わせて強調したものと考えられる。以後、「養護」は保育所保育の特性として重視されていった。

2008年に改定された「保育所保育指針」では、「養護と教育の一体的な実施」という保育所保育の特性が改めて強調されると共に、従来曖昧であった「養護」について、「子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりである」と定義づけがなされた。『保育所保育指針解説書』（厚生労働省編、2008年）では、「養護」は「保育の土台を成し、子どもの心と体を育てることに直結」するものであることが示されると共に、「養護」と「教育」とは不可分のものであることが強調されている。

3. 子ども・子育て支援新制度における「養護」概念に関する議論

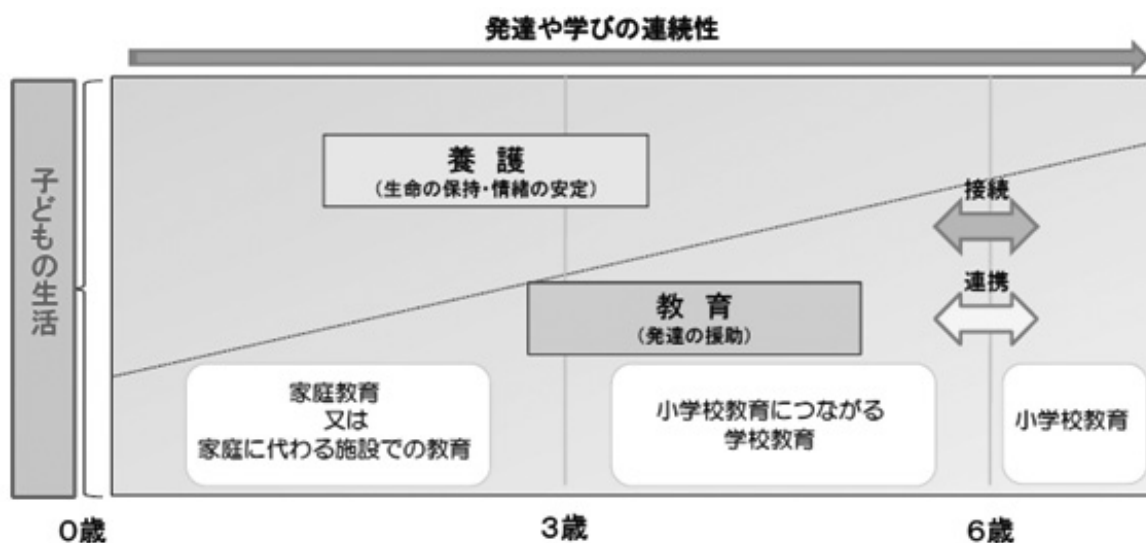
これまでの流れを受け、新制度では、「養護」はどのように位置づけられているのであろうか。ここでは、国の「こども指針（仮称）ワーキングチーム」（2010～2011年）および「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議」（2013～2014年）における議論を見ていきたい⁽²⁴⁾。

(1) 「こども指針（仮称）ワーキングチーム」における議論

「こども指針（仮称）ワーキングチーム」では、保育所保育指針における「養護」の捉え方をベースに、その重要性・意義をより深める形で議論が進められていった。

第3回会合（2010.12.13）では、「教育・保育の定義」が議題として挙げられている。そこではまず、内閣府の事務官より、幼稚園の教育においても発達の特性を踏まえ一定の「養護」が必要であり、就学前の子どもの発達過程においては「養護」と「教育」のいずれも受けられるようにすることが必要であるとの説明がなされ、図表1のような概念図が示された。

図表1 「こども指針（仮称）ワーキングチーム 第3回会合」（2010.12.13）における概念図



出所：「こども指針（仮称）ワーキングチーム 第3回会合」配布資料

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/review/wg/shishin/k_3/index.html

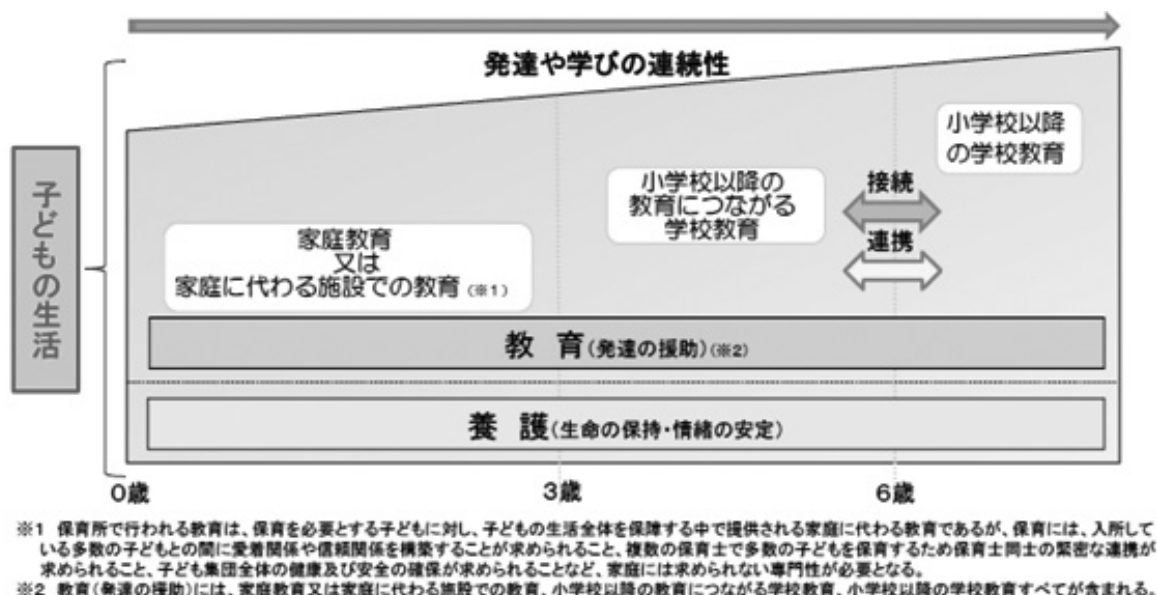
この提案に対して、委員からは「保育所は子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。そのために、保育所は子どもの今を最もよく生きる、これが『養護』であり、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培う、これが『教育』と位置づけ保育を行っています。…ですから、『養護』が土台となりその上に『教育』があるということです。」（御園愛子委員）、「この図は、本当はもっと立体的で養護が土台みたいにあって、上に教育が伸びていくように描けるといい」（無藤隆座長）など、「養護」が土台となり、その上に「教育」が展開

されるという見解が示された。

また、第5回会合（2011.5.26）では、3歳以上を含めたすべての年齢で「養護」が重要であることや、「保育所保育指針をつくったときには、教育の内容は領域で決めています、養護の部分は意図的に『領域』という言葉を使わず、保育士等が行う援助や関わりとしてすべての根幹にこの2つのことが、分けることなく流れている、それが養護と教育が一体的であるという構成でつくられてきた」（秋田喜代美委員）など、「養護」を保育の根幹として位置づけることの重要性が指摘された。

こうした議論をふまえ、ワーキングチームのまとめとして、小学校以降の年齢も含め「養護」が土台・根幹として位置づけられた概念図（図表2）が示されている。

図表2 「こども指針（仮称）ワーキングチーム 第6回会合」（2011.6.13）における概念図



出所：「こども指針（仮称）ワーキングチーム 第6回会合」配布資料

http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/review/wg/shishin/k_6/pdf/s1-1.pdf

(2) 「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議」における議論と、「教育・保育要領」における「養護」の位置づけ

「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議」では、幼稚園教育要領、保育所保育指針との整合性を検討する上で、「養護」をどのように捉えるかが課題の一つとして議論された。そこでは、0歳から一貫して「養護」が土台となり、「養護と教育の一体性」が重要であることが確認されながらも、「保育」・「教育」・「養護」の関係をどのように捉えるべきか、「養護と教育の一体化」とはどのようなことであるのかといった点が不明確であり、混乱をきたすのではないかと、という危惧が多く示された。

「主体を子どもに置いた場合に、その気持ちを深く受け止めて、共感して認めて、おまえを愛しているよというメッセージを送りながら行うのを養護と言い、その上で、私たちがこういうことを

してほしい、やってほしいと思うことについて、環境を整えたり、いろいろなことをやっていくのを教育とするとしてしまえば、これは一体的であることがはっきりするわけです。そういう定義が実はないのです。いろいろな思わくがあって議論されてしまったために、いろいろな法律のいろいろな用語が出てきたりして、率直に申しますけれども、現場が混乱するのではないかと考えています。」(第4回会議〔2013.11.15〕、汐見稔幸委員)

最終的に、「幼保連携型認定こども園保育要領(仮称)」は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」として、2014年4月に告示された⁽²⁵⁾。「教育・保育要領」では、内容ではなく総則の中に、「養護」に関する留意事項が示されている。こうした位置づけに対し、検討会議で委員を勤め、「養護」の重要性について多くの発言をした増田まゆみは、「年齢や園生活の時間の違いにかかわらず、一貫して養護に関わる事項(生命の保持と情緒の安定を図る)が、教育の基盤として、総則の最初に位置づけられた意味は大きいのです」⁽²⁶⁾と評価している。

以上のように、「養護」概念については、幼稚園教育および就学後も含めた子どもの教育・保育の土台、根幹をなすものとしてその重要性が確認されてきた。そこでは、保育所保育指針における定義をベースとしつつ、子どもの存在を受け止め自己肯定感につながる営みであることなど、多くの見解が示された。そのことは、保育における「養護」概念を深める上で大きな意義があるものと言えよう。

しかし、検討会議において多くの懸念が示されていたように、新制度における「保育」・「教育」・「養護」の概念は、一定の解釈は示されつつもやはり混乱をきたすものとなっている。新制度では、これまでの「養護と教育が一体となった保育」とは別に、「満3歳以上の子どもに対する学校教育」としての「教育」が位置づけられている。「保育」における「養護」の重要性は確認されたものの、「保育」と峻別された「教育」(学校教育)において「養護」をどのように捉え、どのように位置づけるのか、という点は今後の課題として残されている。また、「小1プロブレム」対策などを理由として、幼児教育と小学校教育の接続のあり方が検討されているが、同時に、就学前の「養護」と就学後の「養護」をどのように接続していくか、両者の関連や連続性をどのように考えるか、という点も問わなければならないであろう。

まとめと今後の課題

「養護」は、明治期に教育学上の用語として導入されたものであった。当初は、教育学上の方法論として提唱されたものであったが、次第に、病弱児や虚弱児、障害児などの問題に対応する概念へと拡張されていった。また、そうした動向を受け、保育において、先駆的に保護と教育をつなげる概念として「養護」を用いた朝原梅一の論も見られた。

戦後になると、「養護」は、養護施設という形で、「養育保護」を意味する概念として児童福祉法上に用いられた。その後、幼稚園と保育所の関係が社会的に問われる中、保育所保育の特性・独自

性を表す概念として「養護」が用いられ、1965年の「保育所保育指針」において「養護と教育の一体性」が謳われて以降、今日まで受け継がれている。

新制度の創設という形で、幼稚園と保育所の関係、専門性がかつてないほど鋭く問われる中、制度をめぐる審議においても、改めて「養護」概念についての議論がなされた。そこで確認されたのは、「養護」が保育所保育に限らず、幼稚園教育も含めた就学前の子ども全体、および就学後の子どもにも一貫して必要なものであり、保育の営みの土台・根幹として不可欠なものとして位置づけられるということであった。すなわち、保育の一領域としてではなく、その本質をなす概念としての重要性が再確認されたと言える。

しかし、新制度において「保育」と「教育」（学校教育）が峻別されたことにより、「教育」（学校教育）と「養護」の関係をどのように捉えるかが今後の課題として残されている。また、「養護と教育の一体性」という保育の特質についても、多くの懸念が示されたにも関わらず、十分な議論が進められておらず不明瞭となっており、さらなる検討が求められる。

「保育」のあり方が大きく問われている今日、「保育」を学校教育や家庭教育を補完するための預かり事業としてではなく、子どもの豊かな育ちを社会的に保障する営みとして再度位置づけていく上でも、「養護」はその重要性を高めていると言えよう。

〔註〕

- (1) 山内紀幸『『子ども・子育て支援新制度』がもたらす『保育』概念の瓦解』、『教育学研究』第81巻第4号、2014年。
- (2) 大宮勇雄『保育の質を高める』ひとなる書房、2006年。大宮勇雄、森山幸朗、木都老克彦「今、保育園・幼稚園の果たす役割とは」、全国保育問題研究協議会編集委員会編『季刊 保育問題研究』No.252、2011年、など。
- (3) 近藤幹生『保育とは何か』岩波書店、2014年。
- (4) 穴戸健夫「保育とは何かを考えるー新制度の実施にあたって」、全国保育問題研究協議会編集委員会編『季刊 保育問題研究』No.271、2015年。
- (5) 鯨岡峻『保育・主体として育てる営み』ミネルヴァ書房、2010年、pp.66-69。
- (6) 近年、海外では「教育」（education）と「ケア」（care）の重要性・一体性が強調され、OECDではECEC（Early Childhood Education and Care）、ユネスコではECCE（Early Childhood Care and Education）という考え方が用いられている。こうした動向をふまえ、日本における「養護」概念と「ケア」概念の関連を問うことは、重要な課題である。ただし、研究課題が非常に大きくなること、また、公的営みとしての「保育」のあり方を問うという課題意識に基づき、本論では「養護」概念に関する検討に絞ることとする。
- (7) 杉浦守邦「養護教諭はどうしてこの名が付いたか」、『日本養護教諭教育学会誌』Vol.5, No.1、2002年。杉浦守邦『養護教諭の歴史』東山書房、1974年。
- (8) 杉浦守邦は、「Pflege（プレーゲ）には管理という意味もあるが、むしろ世話、保護、看護といった意味が強い」と説明している（前掲「養護教諭はどうしてこの名が付いたか」、p.14）。また、青木美智子は、フレーベルの「保護養育」（Pflege）思想に焦点を当て、養護と教育の二つの要素を不可欠とする保育概念の特性について検討している。青木美智子「幼保一元化問題における保育概念の検討ーフレーベルの「保護養育」思想を手がかりとしてー」、『東京大学大学院教育学研究科 教育学研究室 研究室紀要』第35号、2009年。
- (9) 田中勝文『『養護』概念の検討(1)ー教育学における『養護』概念の発達をめぐってー』、『愛知教育大学研究報告』30（教育科学編）、1981年。
- (10) 詳細については、拙稿「教育、福祉の諸制度における『養護』概念ー社会的養護における『養護』概念の明確化に向けてー」、近大姫路大学人文学・人権教育研究所『翰苑』Vol.1、2014年を参照。
- (11) 米川尚行、斎藤謙、民秋言「『養護』概念の整理ー保育の職務内容に関する研究ー」(1)、全国保母養成協議会『保母養成研究年報』第4号、1987年、p.98。
- (12) 同上書、pp.103-105。

- (13) 田中まさ子「保育方法としての『養護』—1930年代の保育論を手がかりに一」、『岐阜聖徳学園大学短期大学部紀要』47号、2015年。
- (14) 鯨岡、前掲『保育・主体として育てる営み』、p.69。
- (15) 2015年4月施行の改正児童福祉法では、「保育」の用語の初出となる第6条の3第7項において、「保育（養護及び教育（第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）」という記載が追加されている。
- (16) 児童福祉法研究会編『児童福祉法成立資料集成 上巻』ドメス出版、1978年、を参照。
- (17) 厚生省児童局編『児童福祉法とは』（厚生省児童局、1948年）によると、1947年3月に新しく設けられた児童局には、企画課、養護課、保育課、母子衛生課の4課が設けられており、養護課は、「孤児や浮浪児や精神薄弱児を保護すること、児童の不良化を防ぎ不良児を教護すること、児童虐待を防止すること、里親のことなど、児童の保護に関する全国の仕事の中央の事務をとるところで、養護施設、精神薄弱児施設、里親、教護院の連絡指導をいたします。また児童の保護に必要な物資についての事務を扱い、児童福祉施設を設置するための資材や、児童のために使い、また施設の仕のために使うすべての物資の御世話をする所です」と記されている。
- (18) 前掲『児童福祉法成立資料集成 上巻』、p.808。
- (19) 泉千勢編著『世界の幼児教育・保育改革と学力』明石書店、2008年、p.5。なお、児童福祉法における「教護」は「教育保護」の意味であると説明されている。前掲『児童福祉法成立資料集成 上巻』、p.809。
- (20) 社会的養護における「養護」については、2011年の児童福祉施設最低基準（現、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準）の改正において、「児童養護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行わなければならない。」（第44条）と規定されている。
- (21) 本節の要領、指針、通知等については、民秋言編『保育資料集—教育要領・保育指針の変遷を中心に—』、萌文書林、2004年。同『幼稚園教育要領・保育所保育指針の成立と変遷』（第4版）、萌文書林、2012年より引用した。
- (22) 基本方針で示された「養護や世話」について、岡田正章は、「教育を行うにあたっての指導上の留意事項に属するものである」と述べている。岡田正章『保育学講座3 日本の保育制度』フレーベル館、1970年、p.148。
- (23) 岡田正章「厚生省『保育所保育指針』の内容と解説」、『幼児と保育』昭和40年10月号、小学館、1960年。柴崎正行編『戦後保育50年史 第2巻 保育内容と方法の研究』栄光教育文化研究所、1997年、p.295より転載。
- (24) 「こども指針（仮称）ワーキングチーム」の議事録については、内閣府ホームページ（<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/review/wg/index.html>）、「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定に関する合同の検討会議」の議事録については、文部科学省ホームページ（http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/048/giji_list/index.htm）を参照した。
- (25) 要領の名称については、秋田喜代美委員などから「保育要領」という名称が望ましいという意見が多く出されたが、最終的に「教育・保育要領」という名称で告示されている。
- (26) 増田まゆみ「教育の基盤として、総則の最初に養護が位置づけられた意味」、秋田喜代美編『よくわかる幼保連携型認定こども園教育・保育要領徹底ガイド』チャイルド本社、2015年、p.37。